

普通交付税措置(減収補てん)

制度の概要

地方税を課税免除等した自治体に対し、課税免除等額の75%を普通交付税で補てん。自治体は、課税免除等額の25%を自己負担。

①対象税目

都道府県: 不動産取得税
市町村: 固定資産税

②対象自治体

都道府県及び市町村

財政力指数: 都道府県 0.46未満
市町村 0.67未満

措置の対象となる施設に係る取得価格要件

①製造業(②の業種を除く)、情報通信業、情報通信技術利用業(コールセンター)、運輸業、卸売業(②の業種を除く)、自然科学研究所

承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が2億円を超えるもの。

②【農林漁業関連業種】

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業

承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が5,000万円を超えるもの。